

職場の受動喫煙防止対策及び 受動喫煙防止対策助成金の現況について

平成28年5月17日(火)

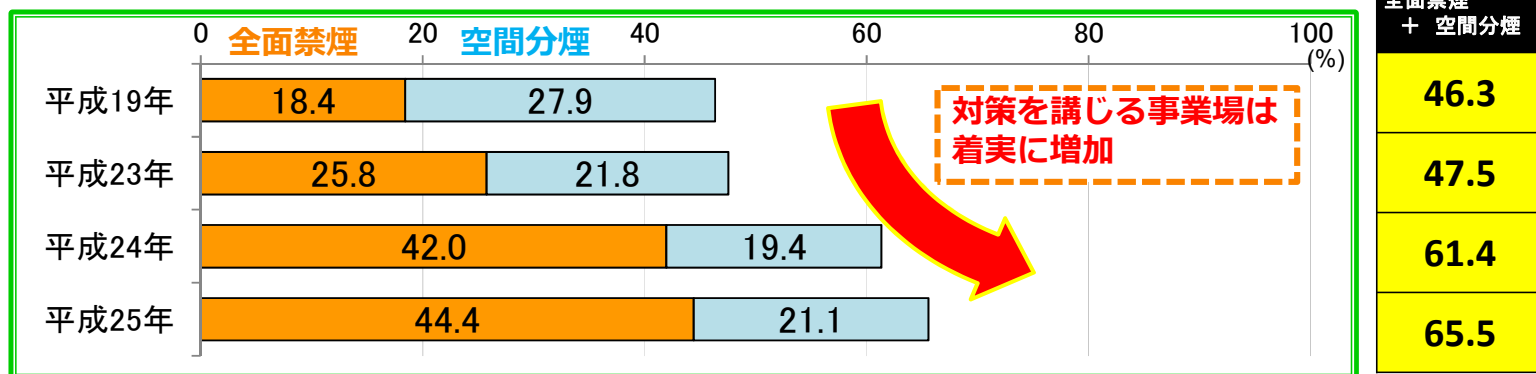
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課

1.職場の受動喫煙防止対策の現況

職場の受動喫煙防止対策の現状

(1) 事業所での対策の実施状況（規模別）

○ 経年変化



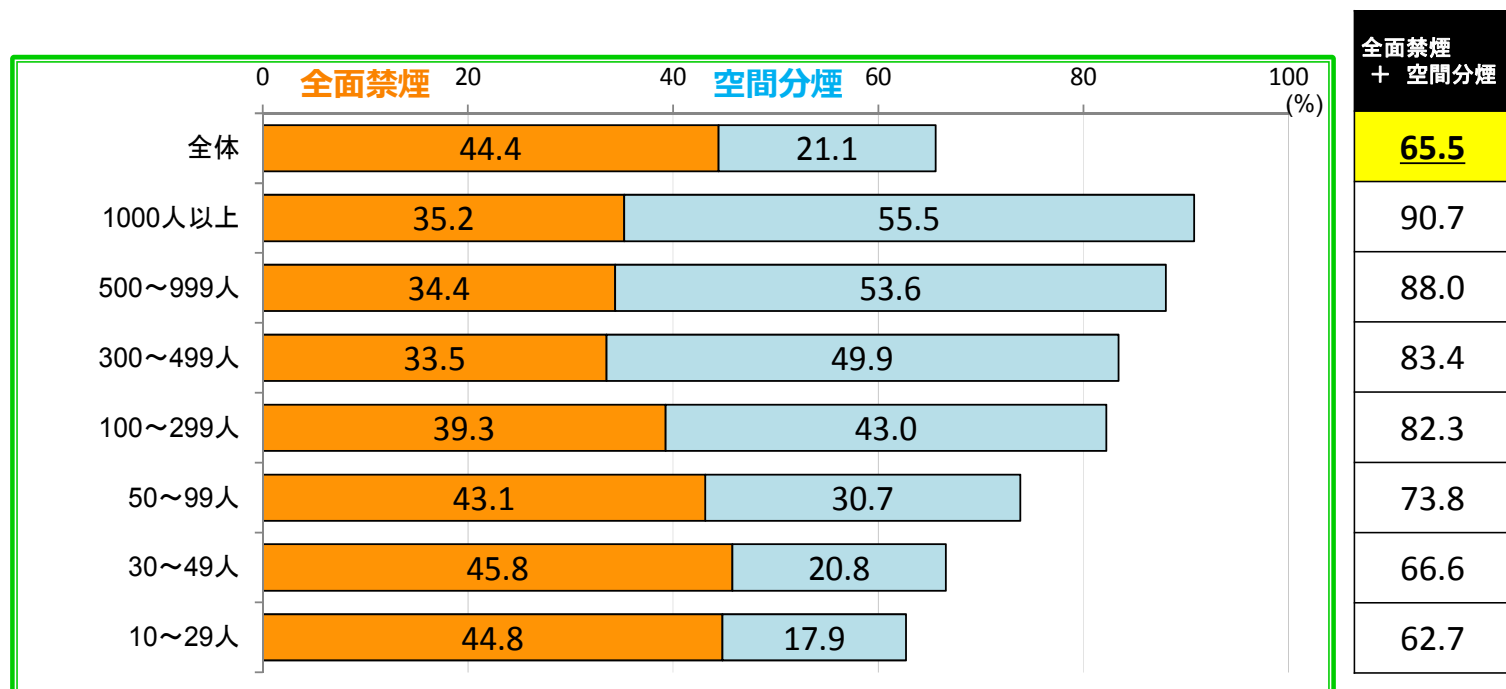
【出典】 平成19年、24年労働者健康状況調査、平成23年労働災害防止対策等重点調査、平成25年労働安全衛生調査（実態調査）

- 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部（統計法に基づく一般統計調査）
- 調査の範囲
- 【事業所】 約13,000事業所（常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出）
（平成19年は約14,000事業所）
 - 【労働者】 約18,000人（上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出）
（平成23年は約19,000人）

3

職場の受動喫煙防止対策の現状

(1) 事業所での対策の実施状況（規模別）



※ 特に断りがない場合は単一回答。

【出典】 平成25年労働安全衛生調査（実態調査）

- 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部（統計法に基づく一般統計調査）
- 調査の範囲
- 【事業所】 約13,000事業所（常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出）
 - 【労働者】 約17,000人（上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化二段抽出法により抽出）

4

職場の受動喫煙防止対策の現状

(2) 事業所での対策の実施状況（業種別）

- ・業種によって、取組み状況に差がある。
- ・接客系、土木系の業種と製造業について、対策が遅れている傾向にある。



【出典】 平成25年労働安全衛生調査（実態調査）

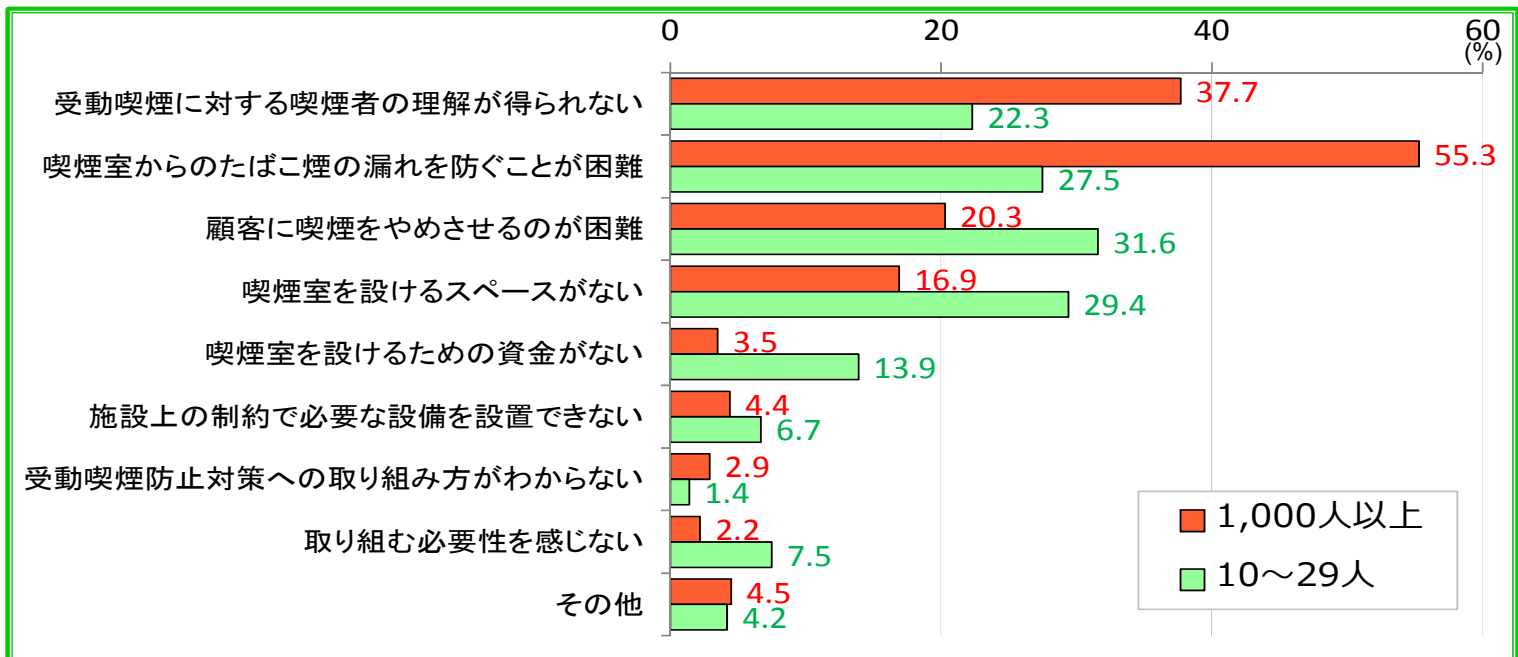
5

職場の受動喫煙防止対策の現状

(3) 対策を進めるにあたっての問題点

事業所の規模によって、抱えている問題が異なる。

大規模事業場：「喫煙室からのたばこの煙の漏えいを完全に防ぐことが困難」「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」
 中小事業場：「顧客に喫煙をやめさせるのが困難」「喫煙室を設けるスペースがない」 など



※ 対策を進めるにあたり問題があると回答した事業者（1,000人以上 54.2%、10～29人 41.6%）を100%とし、2つ以内の複数回答

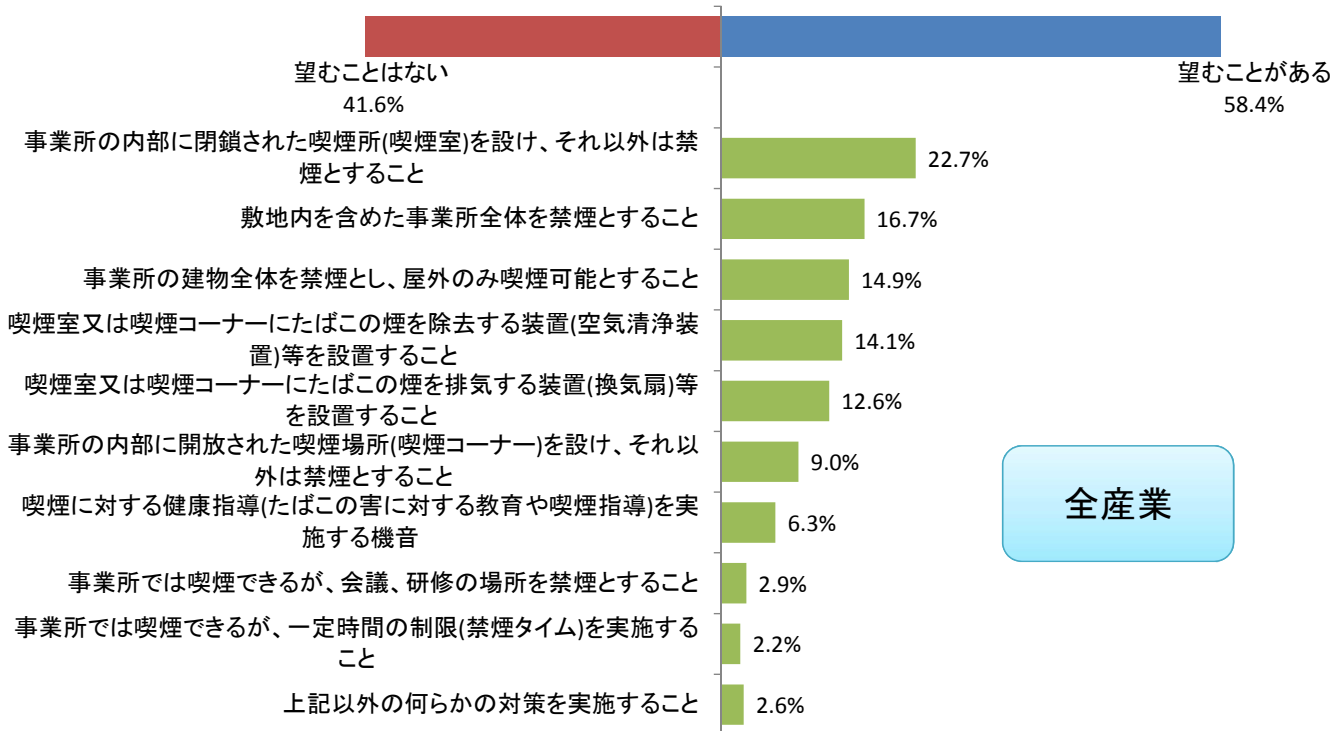
【出典】 平成25年労働安全衛生調査（実態調査）

6

職場の受動喫煙防止対策の現状

(4) 職場に受動喫煙防止対策を望む内容

(労働者調査、複数回答)

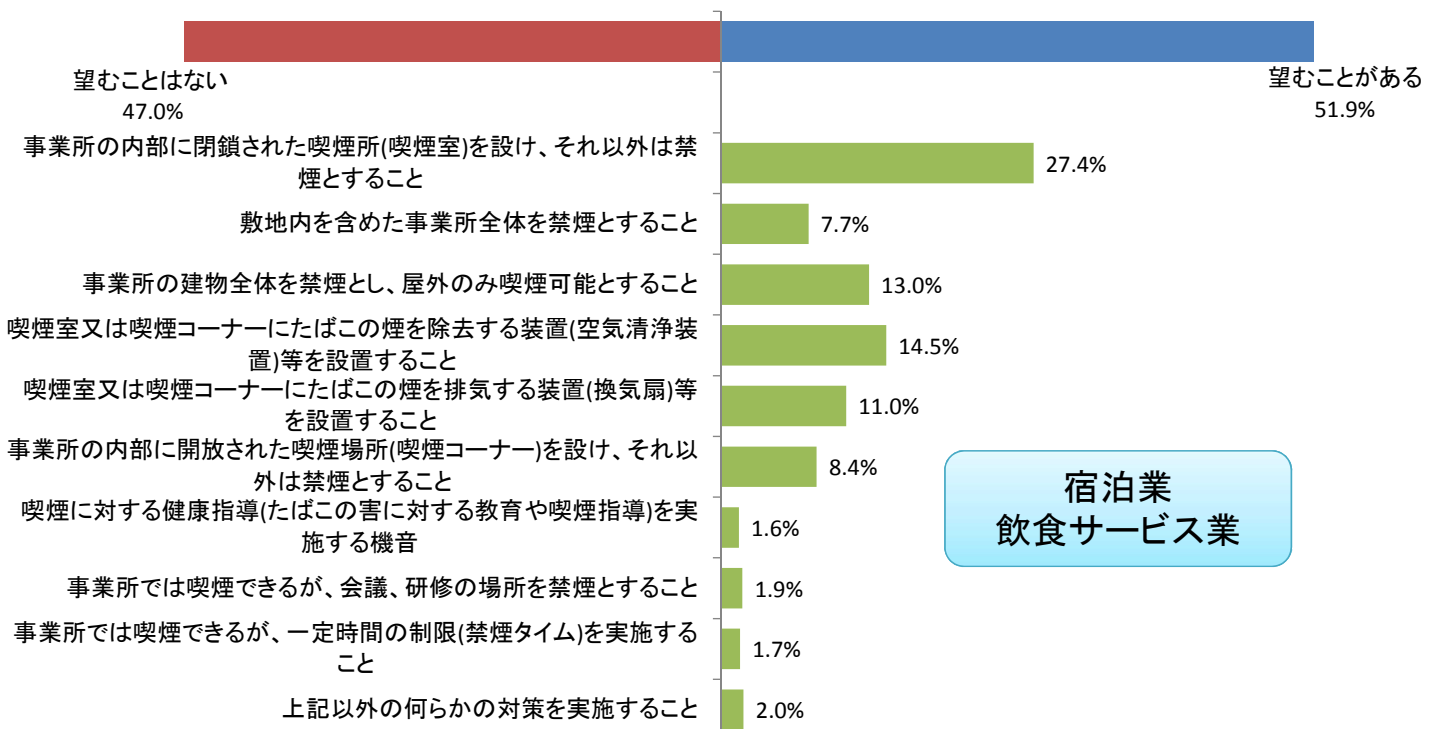


7

職場の受動喫煙防止対策の現状

(4) 職場に受動喫煙防止対策を望む内容

(労働者調査、複数回答)



8

2.受動喫煙防止対策助成金の現況

第68条の2（受動喫煙の防止）

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第71条（国の援助）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】（平成28年度予算額981,736千円（平成27年度予算額883,483千円））

●受動喫煙防止対策助成金

- ・助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・助成対象：①喫煙室の設置のための費用
②屋外喫煙所（閉鎖系）の設置のための費用
③換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置の費用（飲食店・宿泊業に限る。）
- ・助成率等：上記費用の1/2（上限200万円）



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



11

受動喫煙防止対策助成金について

助成金制度の概要

中小企業事業主が、職場での受動喫煙を防止するために喫煙室の設置等を行う際に、その設置費用の一部を助成するもの。

○ 支給要件見直しによる変更点

項目	H23～ 24年度（※）	H25年度	H26年度	H27～ 28年度
対象事業主	飲食店、宿泊業	全ての業種	全ての業種	全ての業種
助成率	1 / 4 (最大200万円)	1 / 2 (最大200万円)	1 / 2 (最大200万円)	1 / 2 (最大200万円)
交付対象	①喫煙室 ②換気設備	喫煙室	①喫煙室 ②換気設備 (飲食店、宿泊業のみ)	①喫煙室 ②屋外喫煙所 ③換気設備 (飲食店、宿泊業のみ)

（※）労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」（平成22年12月22日）を受けて、制度開始当初は助成対象を飲食店、宿泊業に限っていたもの。

○ 助成金の助成対象

1. 喫煙室

- 喫煙室の入り口において、喫煙室内に向かう風速が0.2（m/s）以上となること。

2. 屋外喫煙所

- 出入口と吸排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、
【かつ】
- 屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと。

3. 換気装置等（飲食店及び宿泊業のみ）

- 措置を講じた結果、喫煙区域の粉じん濃度が0.15（mg/m³）以下となること、
【または】
- 喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が、70.3m³×〔喫煙区域における客席数〕以上となること。

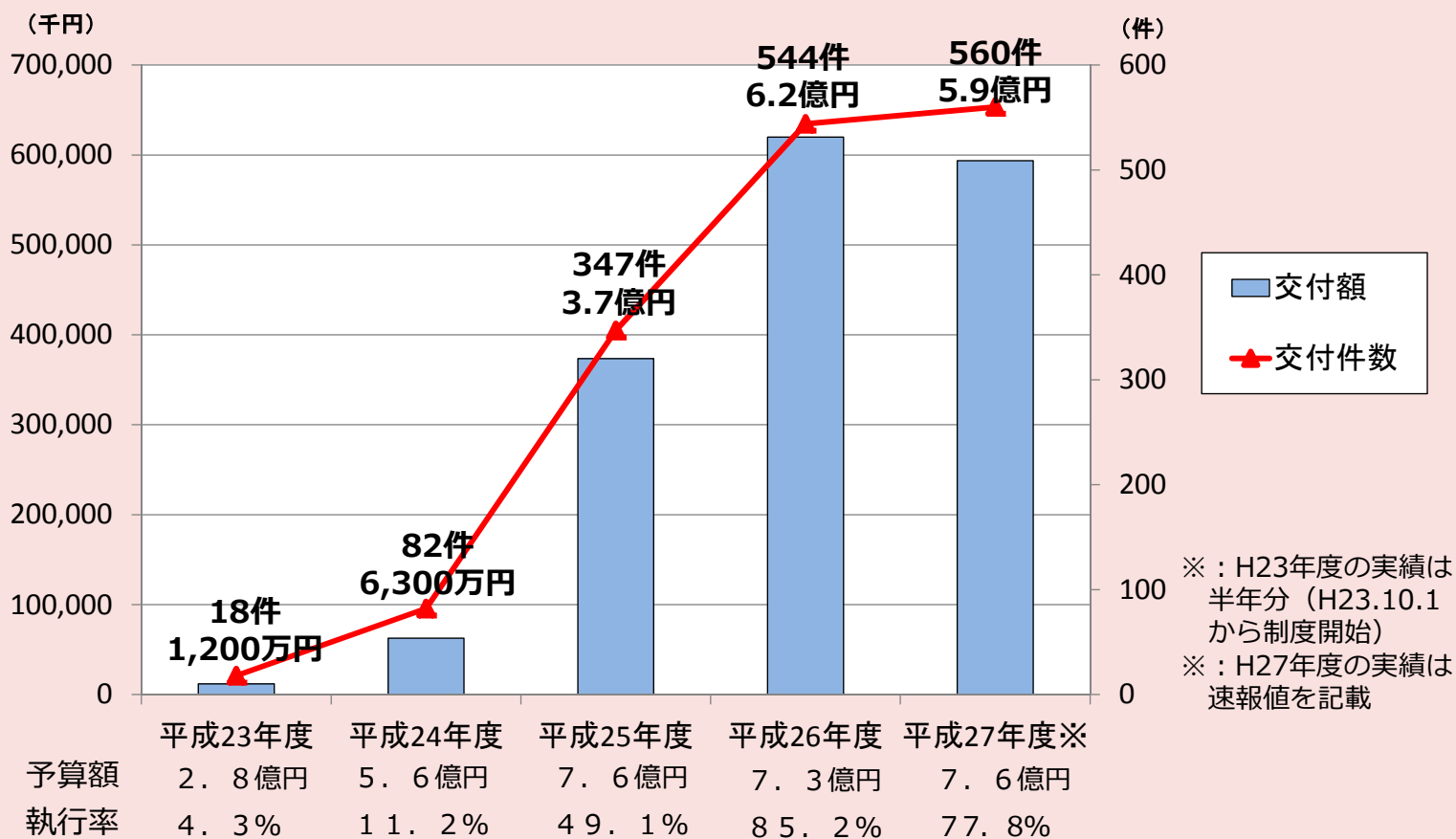
(参考)
受動喫煙防止対策助成金交付要綱（最終改正：平成28年4月1日付け厚生労働省発基安0401第1号）【参考資料1】
受動喫煙防止対策助成金交付要領（最終改正：平成28年4月1日付け基発0401第65号）【参考資料2】
受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集（Q&A）（最終改正：平成28年4月28日付け基安労発0428第1号）
【参考資料3】
受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領（最終改正：平成28年4月1日付け基安労発0401第3号）
【参考資料4】 13

助成対象の範囲 (参考)

認められるもの	認められないもの
・電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費（設計監理料含む。）、管理費 ・喫煙可能区域と非喫煙区域を隔てるためのパーティション、ドア、エアカーテン ・換気装置、空気清浄装置、人感センサー ・ガラリ、給気扇、差圧式吸気口 ・照明機器 ・消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置 ・灰皿、出入口に取り付けるのれん（備品は喫煙室等に据え付けて使用する物に限る。） ・建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用（手数料を含む。なお、人件費、旅費等については実費に限る。）	・デザイン料 ・助成金の申請書作成や見積書作成のための費用（事前調査費用含む。） ・申請の代行のための費用（社会保険労務士等への報酬等） ・喫煙可能区域内を区切るためのパーティション、ドア、エアカーテン（受動喫煙防止対策の効果に寄与するものは助成対象となりうる。） ・消耗品（機械装置等の購入時に付属している物を除く。） ・映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚 ・机、椅子（固定式も助成対象外） ・喫煙室の出入口前に設ける部屋（いわゆる前室）に係る費用 ・土地の取得に係る費用

特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められうるもの
・建物の増設費用（喫煙室等の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。） ・既存施設の解体、移設に係る経費 ・建物と屋外喫煙所をつなぐ渡り廊下 ・空気調和設備（エアコン等） ・要件の確認のための測定の費用（厚生労働省が実施する委託事業で貸与を受けられなかったなど、特段考慮すべき事情がある場合に限る。）

助成金の実績



15

業種別交付件数内訳

年度	飲食店	宿泊業	製造業	小売業	その他	合計
平成23年度	9	9	—	—	—	18
平成24年度	35	47	—	—	—	82
平成25年度	35	52	88	30	142	347
平成26年度	44	48	155	46	251	544
平成27年度※	52	61	151	55	241	560
累 計	175	217	394	131	634	1551

※ 平成27年度実績は、速報値である。

16

総括調査票

調査事業名	(20) 職場における受動喫煙防止対策事業			調査対象 予算額	平成27年度：787百万円 平成26年度：754百万円	調査主体	財務局
省庁名	厚生労働省	組織	—	会計	労働保険特別会計 (労災勘定)	取りまとめ財務局	東北財務局

① 調査事業の概要

【事業の概要】

- ・事業開始年度は平成23年度。
- ・喫煙室等を設置する中小企業事業主に対し、当該設備の設置に係る費用の一部を助成（補助率：1/2、助成額上限200万円）。
- ・職場の受動喫煙防止対策について、制度内容の周知徹底を図るための説明会等を実施。

＜予算額・執行額の推移＞

（単位：百万円、件）

区分	予算額	執行額	うち助成金案件数	金額	備考
平成24年度	600	101	76	60	・飲食店、宿泊業を対象 ・補助率は1/4
平成25年度	705	394	346	371	・対象を全ての業種に拡充 ・補助率は1/2
平成26年度	754	644	543	618	・飲食店、宿泊業について換気装置の設置などを対象に追加

（注1）予算額、執行額は、行政事業レビューシートによる。

（注2）うち助成金案件は、今回の予算執行調査の集計結果による。

（注3）平成26年度の執行額については速報値である。

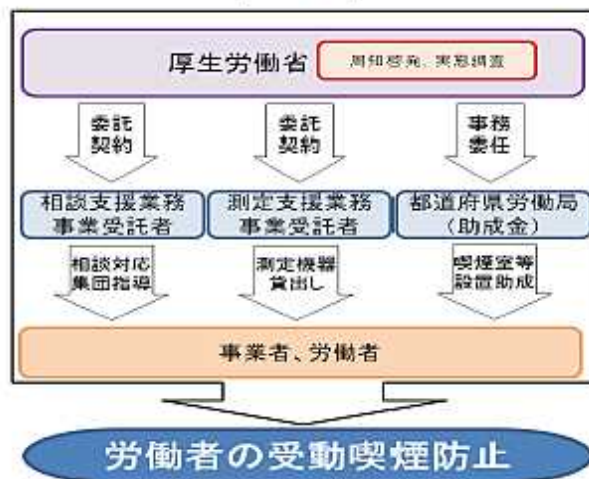
＜説明会の開催実績＞

平成25年度 94回（主催21回（受講者948名）、共催73回（受講者8,512名））
平成26年度 151回（主催31回（受講者1,461名）、共催120回（受講者13,895名））

【調査対象先】

書面調査：都道府県労働局（47先）、厚生労働省
実地調査：助成金利用企業（24先）

事業の流れ



総括調査票

調査事業名	(20) 職場における受動喫煙防止対策事業		
-------	-----------------------	--	--

② 調査の視点

1. 助成金の利用状況を把握し、喫煙室の設置費用を分析する（書面調査）とともに、実際の喫煙室の設置状況、利用状況等を確認する（実地調査）ことにより、助成対象経費の範囲が適切かどうか調査する。
2. 本事業の周知啓発のための説明会等の実施状況を把握し、取組の効果や影響を調査する。また、規制面からの取組強化等、本事業の効果をさらに上げるための方策について調査する。

③ 調査結果及びその分析

1. 助成金事業（喫煙室の設置状況）について

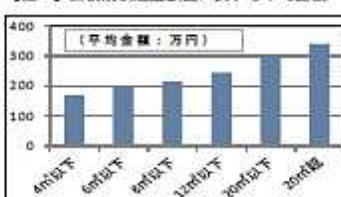
（1）喫煙室の面積と助成対象経費の関係

- 喫煙室の面積と助成対象経費は概ね相関している（【図1】参照）が、面積に比して助成対象経費が割高となっている事例が散見された。
 - そうした設置例を調査したところ、喫煙室の要件を満たすために通常必要となる機器の費用の他、真に必要な経費が判断し難い追加費用が加わって割高になっている事例が認められた。
- 【割高になっている事例】
- ・水はけが悪く基礎工事が必要な場所に喫煙室を設置
 - ・隣接ダクトの敷設にあたり既存建物の大幅な改造が必要な場所に喫煙室を設置

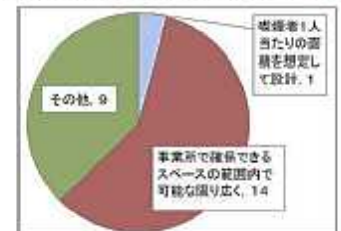
（2）喫煙室の面積と従業員数の関係

- 助成金対象企業のうち、喫煙室の定員が従業員数の半分以上を占めているものが全体の23%、そのうち定員が従業員数を上回っているものが全体の11%となっている。
- 喫煙室の面積設定にあたっての考慮事項としては、実地調査において「事業所で確保できるスペースの範囲内で可能な限り広く」との回答が最も多く（14/24先）、利用者数に比して過大な規模の設計となっている事例が確認された（【図2】参照）。

【図1】面積別喫煙室設置に要する平均金額

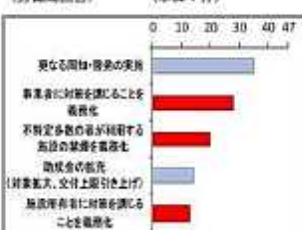


【図2】喫煙室の面積の設定要因（実地調査先回答）



【図3】受動喫煙防止対策の促進に必要な措置

（労働局回答）（単位：件）



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 助成金事業について
 - 喫煙室の設置のため真に必要なとなる経費の範囲の調査や、利用者数と喫煙室の規模の均衡の検討など、過大な設備設置・助成金支給を防止する審査を徹底するとともに、規模に応じた段階的な助成金支給の仕組みの導入等について検討すべき。
2. 助成金以外の事業について
 - 本事業の実施状況について、データ採取、労働局からの情報の吸上げ等によって地域の実情をよく把握しつつ、地域ごとの必要性に応じた効果的・重点的な周知啓発を図るべき。
 - 受動喫煙防止対策の普及・促進にあたっては、企業の取組状況等を踏まえつつ、助成金の拡充のみならず、対策実施の義務付け等を含めた受動喫煙防止のための規制の在り方全般について検討すべき。

受動喫煙防止対策助成金の執行状況 (平成27年度・業種別)

(※)喫煙室＋屋外喫煙所、喫煙室＋換気措置など、複数の設備に対する交付案件は、以降のデータに計上していない。

① 喫煙室						
業種	件数	助成額平均	面積	定員	面積/定員	助成額/面積
飲食店	22	1,102千円	9.1㎡	7.1人	1.38㎡/人	242千円/㎡
宿泊業	59	1,408千円	7.9㎡	7.4人	1.11㎡/人	241千円/㎡
製造業	105	847千円	9.7㎡	7.9人	1.30㎡/人	125千円/㎡
小売業	44	1,116千円	7.0㎡	5.5人	1.22㎡/人	255千円/㎡
上記以外の業種	183	1,010千円	8.4㎡	6.5人	1.46㎡/人	190千円/㎡
合計	413	1,041千円	8.5㎡	6.9人	1.34㎡/人	190千円/㎡

19

② 屋外喫煙所						
業種	件数	助成額平均	面積	定員	面積/定員	助成額/面積
製造業	35	1,012千円	10.1㎡	10.2人	1.14㎡/人	116千円/㎡
小売業	10	570千円	5.8㎡	4.0人	1.43㎡/人	101千円/㎡
上記以外の業種 (飲食店・宿泊業各1含む)	60	958千円	7.5㎡	6.5人	1.28㎡/人	178千円/㎡
合計	105	939千円	8.2㎡	7.5人	1.25㎡/人	150千円/㎡

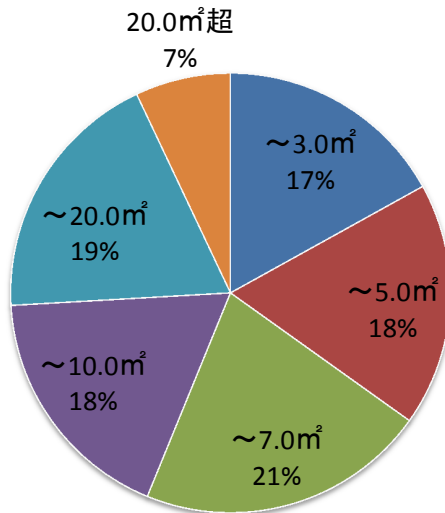
③ 換気装置等						
業種	件数	助成額平均	面積	定員	面積/定員	助成額/面積
飲食店	26	1,562千円	22.1㎡	20.9人	1.39㎡/人	87千円/㎡
宿泊業	-	-	-	-	-	-
合計	26	1,562千円	22.1㎡	20.9人	1.39㎡/人	87千円/㎡

20

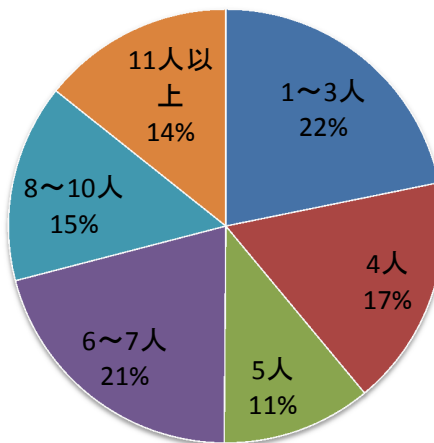
助成金が交付された喫煙室の概要 (平成27年度)

- ◆ 喫煙室面積の平均値は8.5㎡、中央値は6.2㎡であり、10㎡以下が7割を超える。
- ◆ 喫煙室定員の平均値は6.9人、中央値は5.0人であり、10人以下が8割を超える。
- ◆ 喫煙室定員1人あたりの喫煙室面積は、平均値が1.3㎡、中央値が1.1㎡であり、1.2㎡以下が6割弱を占める。

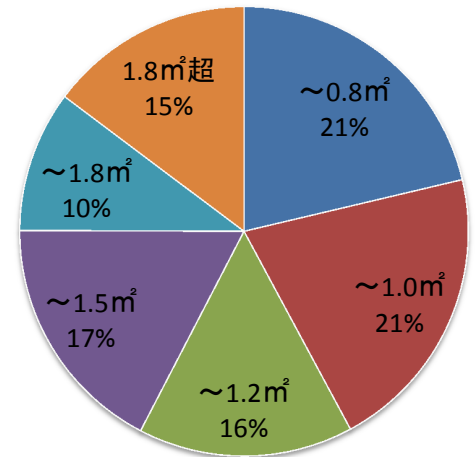
喫煙室の面積分布



喫煙室定員の分布

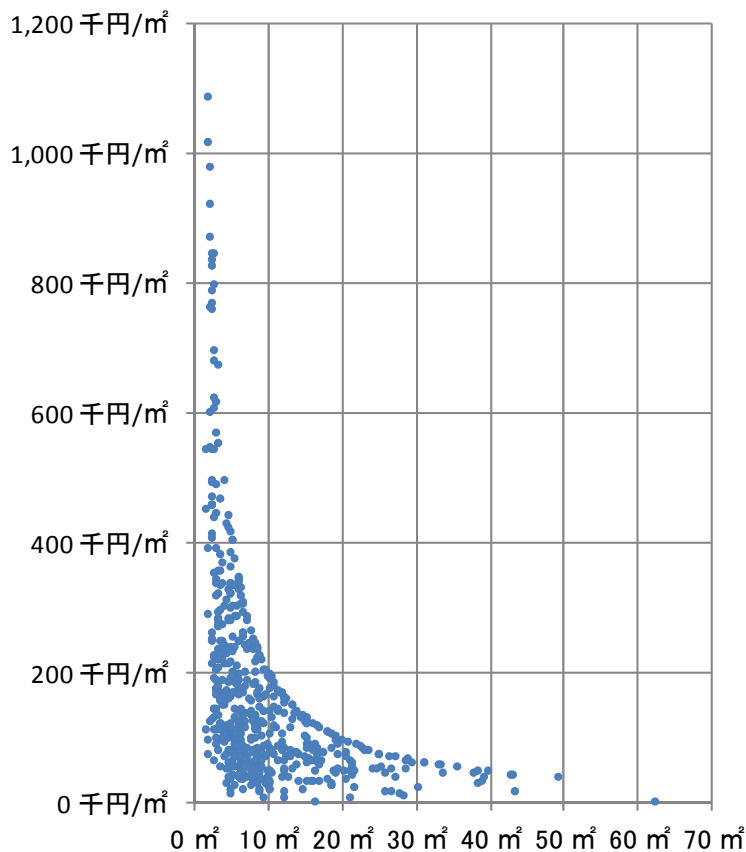


定員1人あたりの喫煙室面積

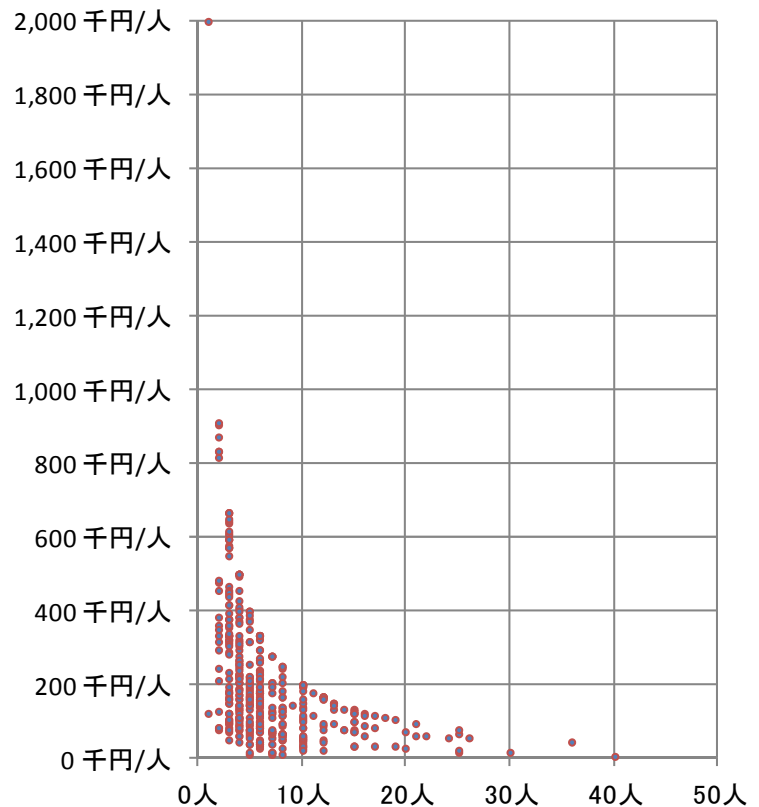


21

面積と単位面積あたり助成額の相関



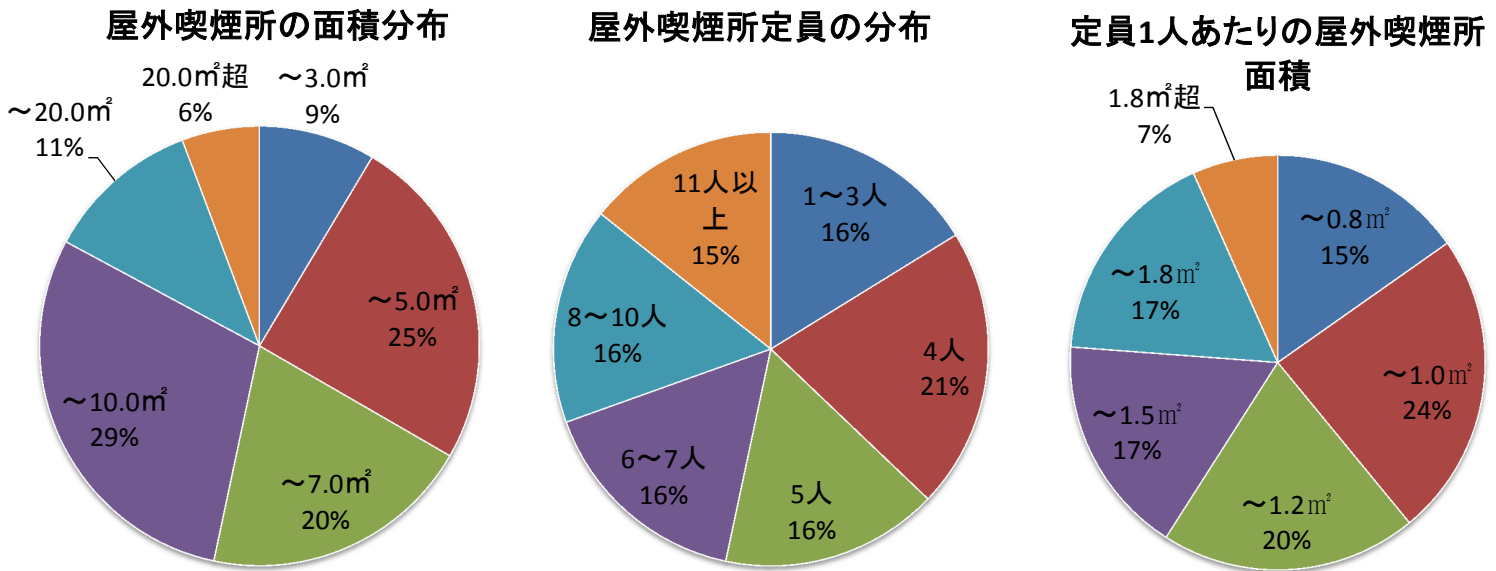
定員と定員1人あたり助成額の相関



22

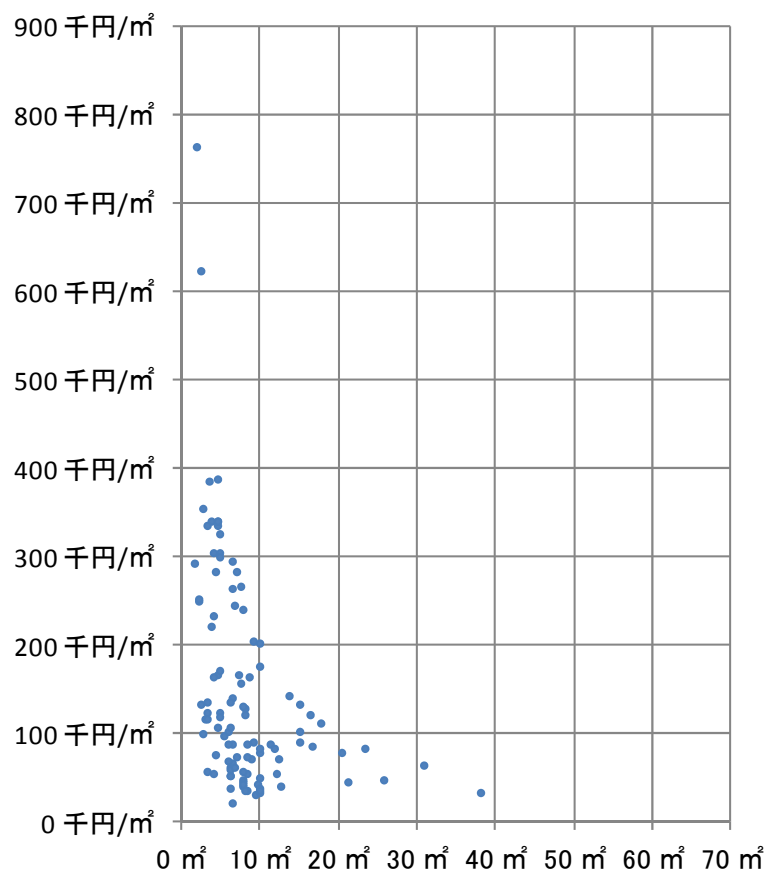
助成金が交付された屋外喫煙所の概要 (平成27年度)

- ◆ 屋外喫煙所面積の平均値は8.2㎡、中央値は6.8㎡であり、10㎡以下が8割を超える。
- ◆ 屋外喫煙所定員の平均値は7.5人、中央値は5.0人であり、9割近くが10人以下である。
- ◆ 屋外喫煙所定員1人あたりの面積は、平均値が1.3㎡、中央値が1.2㎡であり、1.2㎡以下が6割弱を占める。

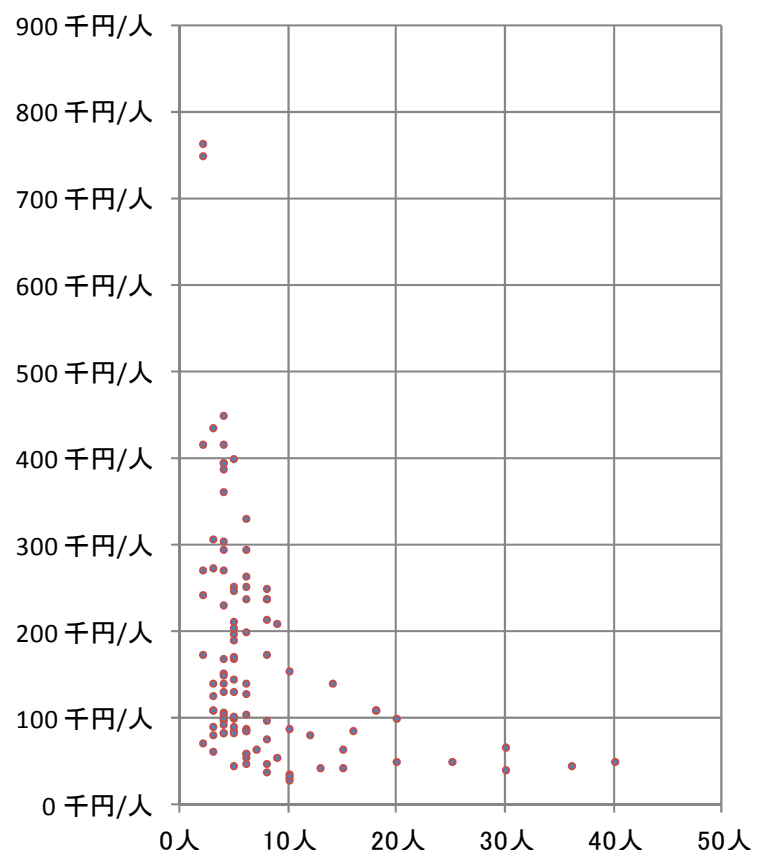


23

面積と単位面積あたり助成額の相関



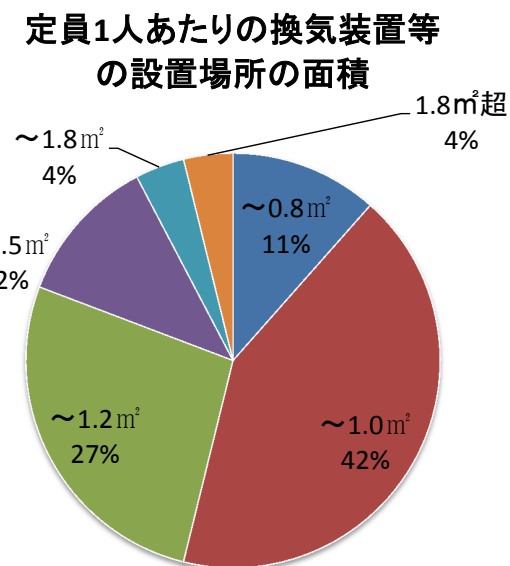
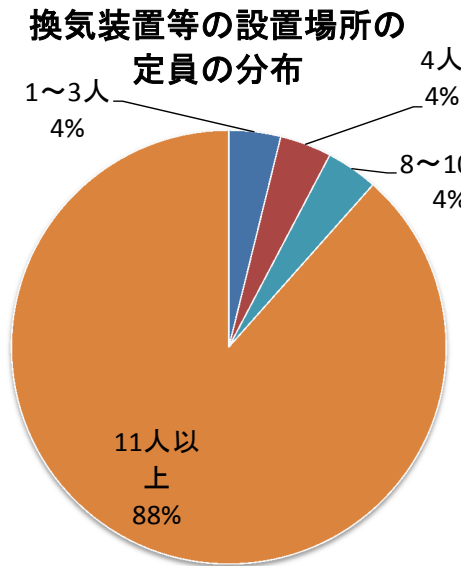
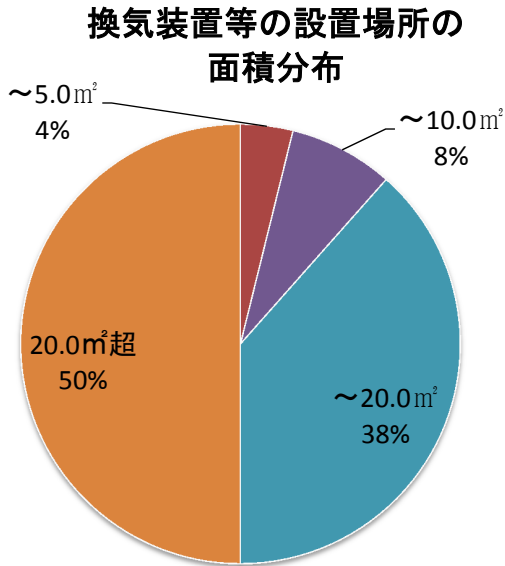
定員と定員1人あたり助成額の相関



24

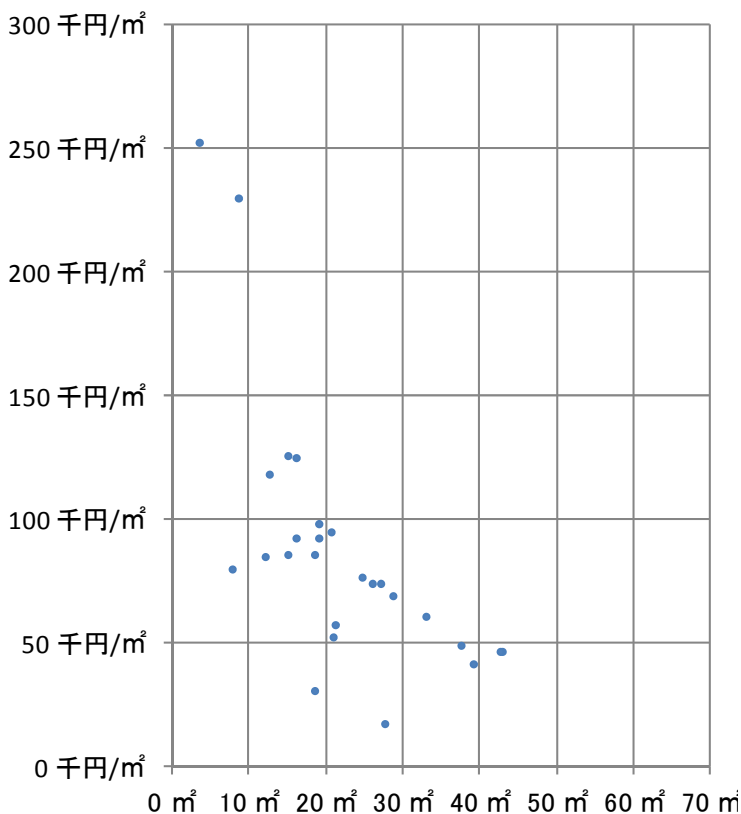
助成金が交付された換気装置等の 設置場所の概要（平成27年度）

- ◆ 換気装置等の設置場所面積の平均値は22.1㎡、中央値は19.9㎡である。
- ◆ 換気装置等の設置場所定員の平均値は20.9人、中央値は20.5人である。
- ◆ 換気装置等の設置場所定員1人あたりの面積は、平均値が1.4㎡、中央値が1.0㎡であり、1.2㎡以下が8割を占める。

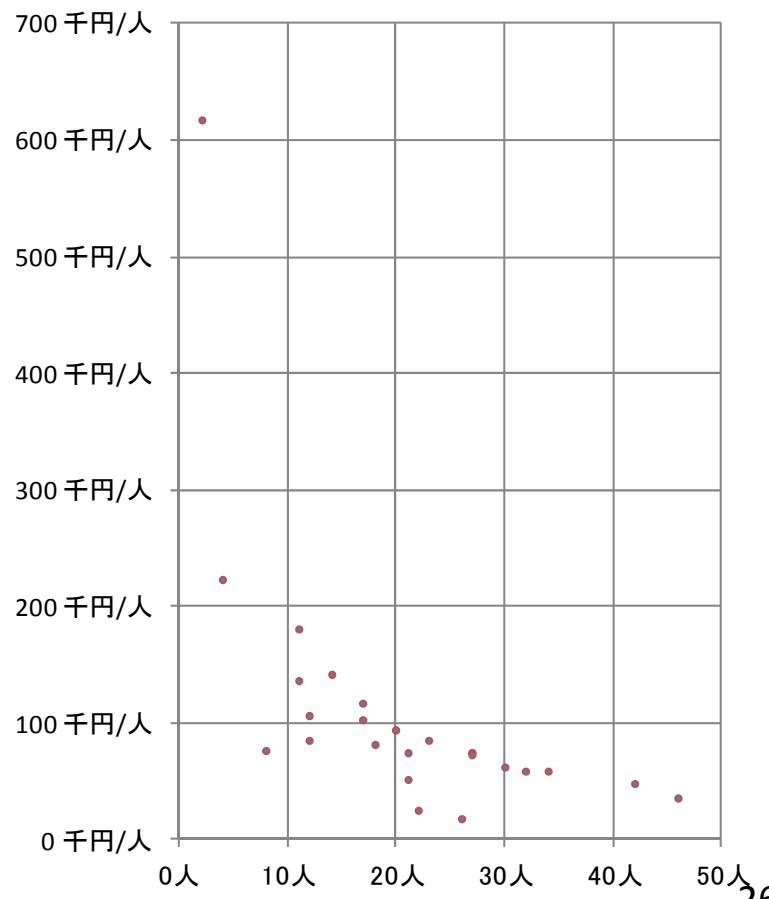


25

面積と単位面積あたり助成額の相関



定員と定員1人あたり助成額の相関



26